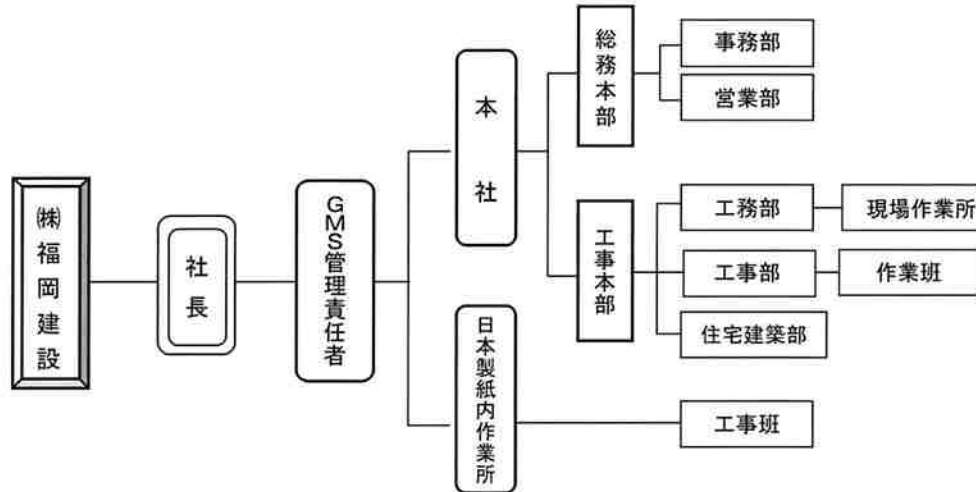


産業廃棄物処理計画書		令和 6 年 4 月 18 日
熊本県知事 殿		
提出者 住所 熊本県八代市大村町348 氏名 株式会社 福岡建設 代表取締役 福岡功晃 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0965-32-2512 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	株式会社 福岡建設	
事業場の所在地	熊本県八代市大村町348	
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	建設業・総合工事業・一般土木建築業	
②事業の規模	24億200万	
③従業員数	123人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1) 排出抑制 設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。 2) 再生利用 - 作業所内で資材を繰り返し使用する。 - 廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 - 廃棄物の分別を徹底し、再生利用を促進する。 3) その他 - 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 - 特別管理産業廃棄物を取り扱う場合が生じたときは、その適正処理を確保する。	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（5年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	その他混合	木くず	廃プラスチック類	繊維くず	紙くず	ガラス・陶磁器くず
	排出量	890.62 t	2,452.51 t	0.04 t	37.46 t	25.98 t	1.21 t	0.90 t	116.09 t
	産業廃棄物の種類	金属くず	汚泥	廃油					
	排出量	1.25 t	21.33 t	1.28 t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
排出抑制									
①発注者から排出量が定められており抑制については困難な面もあるが、できるだけ廃棄物の発生を抑える施工方法を提案している。									
②施工材料の搬入数量を適正に管理している。									
② 計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	その他混合	木くず	廃プラスチック類	繊維くず	紙くず	ガラス・陶磁器くず
	排出量	890.62 t	2,452.51 t	0.04 t	37.46 t	25.98 t	1.21 t	0.90 t	116.09 t
	産業廃棄物の種類	金属くず	汚泥	廃油					
	排出量	1.25 t	21.33 t	1.28 t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
排出抑制									
①発注者から排出量が定められており抑制については困難な面もあるが、引き続きできるだけ廃棄物の発生を抑える施工方法を提案していく。									
②施工材料の搬入数量を適正に管理していく。									

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	建設リサイクル法に基づき分別を実施している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	今後も現状通り、建設リサイクル法に基づいた適正な分別を行います。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 5 年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	その他混合	木くず	廃プラスチック類	繊維くず	紙くず	ガラス・陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	金属くず	汚泥	廃油					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	その他混合	木くず	廃プラスチック類	繊維くず	紙くず	ガラス・陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	金属くず	汚泥	廃油					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 5 年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	その他混合	木くず	廃プラスチック類	繊維くず	紙くず	ガラス・陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	金属くず	汚泥	廃油					
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	その他混合	木くず	廃プラスチック類	繊維くず	紙くず	ガラス・陶磁器くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	金属くず	汚泥	廃油					
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現 状	【前年度（ 5 年度 ） 実績】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	その他混合	木くず	廃プラスチック類	繊維くず	紙くず	ガラス・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	金属くず	汚泥	廃油					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									

② 計 画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	その他混合	木くず	廃プラスチック類	繊維くず	紙くず	ガラス・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	金属くず	汚泥	廃油					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

① 計 画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	その他混合	木くず [※]	廃プラスチック類	繊維くず [※]	紙くず	ガラス・陶磁器くず [※]	
	全処理委託量	890.62 t	2,452.51 t	0.04 t	37.46 t	25.98 t	1.21 t	0.90 t	116.09 t	
	優良認定処理業者への処理委託量			0.04 t	6.96 t	0.36 t	0.75 t		114.04 t	
	再生利用業者への処理委託量	890.62 t	2,452.51 t	0.04 t	37.46 t	25.98 t	1.21 t	0.90 t	114.49 t	
	認定熱回収業者への処理委託料									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
	産業廃棄物の種類	金属くず [※]	汚泥	廃油						
	全処理委託量	1.25 t	21.33 t	1.28 t						
	優良認定処理業者への処理委託量	0.11 t		1.08 t						
	再生利用業者への処理委託量	1.25 t	21.33 t	1.28 t						
	認定熱回収業者への処理委託料									
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
	(今後実施する予定の取組)									
	再生利用									
	①コンクリートくず及びアスファルトくずに関しては、(株)F K G コーポレーションに設置のリサイクルセンターにおいて、骨材として100%再生利用を行っていく。									
	②作業所内で分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図っていく。									
	③再生資材の使用を具体的に発注者へ提案していく。(再生骨材・再生アスファルトの使用など)									
	④環境保全に関する研修会等に積極的に参加する。									
	その他									
①委託処理状況の確認は、本社と作業所が協力して定期的実施する。										
②マニフェスト伝票を定期的に照合確認し、管理を徹底していく。										
※事務処理欄										

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。